大個審第31号

（答申第387号）

 令和５年２月14日

大阪府知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府個人情報保護審議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　丸山　敦裕

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和５年１月17日付け福総第1852号で諮問のありました「子ども（子育て世帯）に対する食費支援事業」に係る大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第７条第３項第７号に規定する個人情報の本人収集原則の例外事項及び同条第５項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

１　実施機関において、収集又は利用・提供する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

　　また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。

２　実施機関が収集する個人情報については、本事業の実施のための必要最小限

のものに限定することとし、収集した個人情報については、保存期間の経過後、遅滞なく消去するとともに、個人情報を含むデータは、機器内部の記憶装置から全て消去すること。

３　条例第10条及び個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報保護措置を受託者に対して求めること。

４　乳幼児等についての申請がその乳幼児等が生活する児童福祉施設の施設長又はその乳幼児等の里親によって行われる場合には、施設長・里親の身分確認を行うこと。

（答申に関与した委員の氏名）

　丸山敦裕、島田佳代子、重本達哉、竹村登茂子、西上治、三成美保